

平成 22 年 6 月 17 日

## 異議申立書

(公文書一部不公開についての異議申立て)

石川県知事 谷本 正憲 殿

異議申立人 中 登史紀 印

次のとおり、異議申立てをします。

- 1 異議申立人の氏名、年齢及び住所  
中 登史紀、63歳、石川県鳳珠郡能登町中斉ワ部2
- 2 異議申立てに係る処分  
石川県知事が平成22年4月20日付で異議申立人に対して通知した公文書一部公開決定通知処分
- 3 異議申立てに係る処分があったことを知った年月日  
平成22年5月26日
- 4 異議申立ての趣旨及び理由

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立てに係る処分を取り消す、との決定を求める。

(2) 異議申立ての理由

異議申立てに係る処分は、次のとおり違法不当である。

辰巳ダム事務所担当者が一部不公開の根拠とした「平成14年6月13日石川県情報審査会答申」を確認すると、被補償者の住所、氏名、契約年月日、補償物件の所在(被補償者等に関する情報)は、公開とされているが、公開公文書では、黒塗りで不公開になっており、答申に従っていない。

また、この答申では、補償金に関する情報のみを対象にしており、土地代金については言及されていない。土地代金についても、県条例7条2号(個人情報)、7条6号(事務事業情報)の規定により、不公開にしたものと思われる。しかし、土地代金については、平成17年7月15日(名古屋市土地開発公社)と平成17年10月11日(奈良県土地開発公社)で出された最高裁の判決によれば、不公開とするべきではない。

公正な価格であれば、近隣の土地価格から類推でき、プライバシーの要保護性はとぼしく、開示することによって、今後の用地買収事務の円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあるとはいえない。したがって、「公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報」に当たり、非開示情報には該当しない。

付言すると、国は、平成12年行政改革大綱を閣議決定し、行政の在り方について、「行政情報の公開と国民への説明責任の徹底を図ることによる国民に開かれた透明性の高い行政の実現」を目指している。公共事業を国民に対してさらに説明性の高いものへと改善を図るとともに、幅広くわかりやすい情報を積極的に国民に提供し共有しながら公共事業を進めるべく、公共事業の説明責任向上策を推進している。石川県も積極的に情報公開、提供の努力を図るべきである。

5 処分庁の教示の有無及びその内容

担当課の辰巳ダム事務所担当者は一部不公開の理由の根拠は、「平成14年6月13日の石川県情報審査会答申」であり、「補償金等は不公開とされている。」と説明した。

また、情報公開担当者から「この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、石川県知事に対して異議申立てをすることができる。」との教示があった。